

東京医科歯科大学大学院保健衛生学研究科委員会修士 (看護学・保健学)に係る学位論文審査及び試験内規

平成16年4月1日
制 定

(趣旨)

第1条 この内規は、東京医科歯科大学学位規則(平成16年規則第56号)第20条の規定に基づき、東京医科歯科大学大学院保健衛生学研究科(以下「本研究科」という。)における修士(看護学・保健学)の学位論文の審査及び試験に関し必要な事項を定める。

(学位論文提出の資格)

第2条 学位論文提出の資格を有する者は、次の各号の一つに該当する者とする。

- (1) 本研究科看護先進科学専攻に在学する学生で、東京医科歯科大学大学院学則(平成16年規定第5号。以下「大学院学則」という。)第2条第1項第2号に規定する博士課程に1年6月以上在学し、原則として、大学院学則第20条第5項に規定する所定の単位中26単位以上を修得した者
- (2) 本研究科生体検査科学専攻に在学する学生で、大学院学則第2条第1項第3号に規定する博士(前期)課程に1年6月以上在学し、原則として、大学院学則第20条第1項に規定する所定の単位中22単位以上を修得した者

(学位論文)

第3条 学位論文は、「要旨、背景、方法、結果、考察、文献」の順に記載された、課題研究の成果等に基づく高度な学術的内容を含む提出者単独の著作を原則とする。ただし、学位論文が共著の場合については、提出者が筆頭者となったもので、公表されたものに限り、学位論文とすることができる。

(学位論文に添付する書類)

第4条 学位論文に添付する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

- (1) 申請書(別紙様式1)
- (2) 履歴書(別紙様式2)
- (3) 論文目録(別紙様式3)
- (4) 学位論文要旨(1千字以内)
- (5) 審査委員候補者記入表(別紙様式4)

(課題研究報告書)

第5条 看護先進科学専攻における学位論文審査は、課題研究報告書の審査に代えるこ

とができる。

2 課題研究報告書に添付する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 申請書（別紙様式1）
- (2) 履歴書（別紙様式2）
- (3) 課題研究報告書要旨（1千字以内）
- (4) 審査委員候補者記入表（別紙様式4）

3 課題研究報告書の審査は、学位論文審査に準じて行う。

（審査委員会）

第6条 審査委員会は、主査1名及び副査2名により構成する。

2 主査は、本研究科の教授の中から選出する。ただし、指導教員は、主査となることはできない。

3 副査は、本学の教授、准教授及び連携大学院分野を構成する教員の中から選出する。この場合において、指導教員は副査となる。

4 必要があるときは、第1項に定める者のほか、副査2名以内を加えることができる。

5 本研究科委員会は、本研究科教育委員会（以下「教育委員会」という。）で選出された審査委員候補者について審議し、審査委員会を設置する。

6 審査委員会は、学位論文の審査を行う。

7 前項の審査は、学位論文提出者及び審査委員会委員が一堂に会して、公開で行なう。

8 審査委員会が必要と認めた場合には、学位論文の訳文及び標本等の提出を求めることができるほか、委員以外の者の出席を求め質疑を行うことができる。

（最終試験）

第7条 審査委員会は、学位論文の審査を終了した後、学位論文を中心として、これに関連ある科目について、本研究科のディプロマポリシーに鑑み、口頭又は筆答による最終試験を行う。

2 最終試験の期日、科目及び問題等最終試験の方法は、審査委員会が決定する。

（審査委員会の報告）

第8条 審査委員会は、研究科委員会において審査委員会設置後3月以内に、学位論文の審査並びに最終試験を行い、審査報告書を研究科長に提出するものとする。

2 審査報告書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 学位論文の内容の要旨（1千字以内）
- (2) 学位論文の審査の要旨（4百字以内）
- (3) 最終試験の結果の要旨

3 前項第3号の最終試験の結果の要旨には、最終試験の方法と結論の要旨を記載するものとする。

（研究科委員会の審議）

第9条 研究科長は、前条の審査報告を受けた後、研究科委員会を開催し、学位授与の

可否について審議するものとする。

2 研究科長は、研究科委員会開催日の7日以前に、次の各号に掲げる書類を研究科委員会委員に配付するものとする。

- (1) 学位論文の内容の要旨
- (2) 学位論文の審査の要旨（担当者名を記載したもの）
- (3) 最終試験の結果の要旨（担当者名を記載したもの）
- (4) 履歴書
- (5) 論文目録
- (6) 学位論文の写し

3 第1項の審議を行うには、研究科委員会委員（海外渡航中の委員及び休職中の委員を除く）の3分の2以上の出席を必要とする。

4 学位を授与できるものと議決するには、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

（学位授与の要件）

第10条 第2条第2項により学位論文を提出した者の修士の学位は、別に定める中間評価に合格した場合に授与する。

（学位論文提出の時期）

第11条 学位論文は12月上旬までに所定の書類を添え提出するものとする。

（適宜の処置）

第12条 学位論文の審査並びに試験等に関し、この内規を適用し得ない場合は、研究科委員会の議を経て、適宜の処置をとるものとする。

附 則

1 この内規は、平成16年4月1日から施行する。

2 東京医科歯科大学大学院保健衛生学研究科委員会修士（看護学・保健学）に係る学位論文審査及び試験内規（平成15年3月27日制定）は廃止する。

3 この内規の施行前に廃止前の東京医科歯科大学大学院保健衛生学研究科委員会修士（看護学・保健学）に係る学位論文審査及び試験内規（平成15年3月27日制定）の規定によりなされた手続その他の行為は、この内規の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成17年3月9日制定）

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月6日制定）抄

この内規は、平成19年3月6日から施行する。

附 則（平成21年6月10日制定）

この内規は、平成21年6月10日から施行する。

附 則（平成26年2月12日制定）

- 1 この内規は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日において現に本研究科に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年9月10日制定）

この内規は、平成26年10月30日から施行する。

附 則（平成28年9月26日制定）

この内規は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成29年10月25日制定）

この内規は、平成29年10月25日から施行する。

別紙様式1

平成 年 月 日

保健衛生学研究科長 殿

年度入学 大学院保健衛生学研究科 学専攻 分野

氏 名 印(※)

(※)本人が自署しない場合は、記名押印してください。

学 位 論 文 (課 題 研 究 報 告 書) 審 査 申 請 書

わたくしは、このたび修士()に係る学位論文(課題研究報告書)の審査を受けたいので
学位論文(課題研究報告書)に所定の書類を添えて提出いたします。

別紙様式2

履 歴 書

氏 名	ふりがな	男 女
生年月日	昭和・平成 年 月 日生	
本 籍 (都道府県名)		
現 住 所	〒	Tel:

学 歴

職 歴

研 究 歴

別紙様式3

(表面)

論 文 目 録

学 位 論 文

題名

(裏面)

参 考 論 文

題名

平成 年 月 日

氏名：

審査委員候補者表

申請者氏名 _____

指導教員 _____ 印

主査	分野名	氏名

- ※ 原則として4名以上、五十音順で記入願います。
主査候補者1名には◎を付してください。